

浜松市なゆた・浜北管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市なゆた・浜北条例(平成17年浜松市条例第259号。以下「条例」という。)第2条で規定する浜松市なゆた・浜北の適正な管理のために必要な事項を定める。

(利用料金の減免)

第2条 浜松市なゆた・浜北条例施行規則(平成18年浜松市規則第105号。)第10条第1項に規定する各号に掲げる場合とは、別表1、別表2に掲げる団体が利用する場合をいう。

(細則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

利用料金を全額免除する団体は、下記のとおりとする。

	区 分		摘 要
1	浜松市自治会連合会	区、地区、浜松市の各自 治会連合会を含む。	(規則第 10 条第 1 項第 3 号)自治連 合会(自治会の連合 会うち市長が別に 定めるものをい う。)が利用する場 合
2	地区コミュニティ協議会		(規則第 10 条第 1 項第 4 号)地区コ ミュニティ協議会 (地域の振興及び 地域の課題の解決 を図ることを目的 とする団体のうち 市長が別に定める ものをいう。)が利 用する場合

別表 2 (第 2 条関係)

利用料金を 5 割に減額する団体は、下記のとおりとする。

	区 分		摘 要
1	身体障害者、知的障害者、精神 障害者の団体	身体障害者、知的障害者 等の施設の利用に伴う観 覧料等の減免手続きの取 り扱いに関する要綱によ り認定された団体	(規則第 10 条第 1 項第 1 号)市長が 別に定めるところ により認定する身 体障害者、知的障害 者、精神障害者又は 高齢者の団体が利 用する場合
2	高齢者の団体	高齢者等の施設の利用に 伴う観覧料等の減免手続 きの取り扱いに関する要 綱により認定された団体	

3	市内の各町自治会		(規則第10条第1項第2号)自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。)が利用する場合
4	市内の地区社会福祉協議会		(規則第10条第1項第5号)全市域又は地域社会において、市の施策と一体となって地域福祉の向上又は地域の安心若しくは安全に取り組んでいる団体のうち市長が別に定めるものが利用する場合 (規則第10条第1項第6号)市民の福祉の向上又は市民の安心若しくは安全に係る法令等に基づき設置され、又は活動している組織で市の施策と一体となって活動しているもののうち市長が特別に定めるものが利用する場合
5	浜松市遺族会	地区支部を含む。	
6	浜松市自主防災対連合会	地区連合会を含む。	
7	静岡県交通安全協会	浜松地区にあるもの。	
8	警察署地域安全協議会及び交番連絡会	活動範囲に浜松市内を含んでいる団体	
9	浜松市保護司会	区保護司会を含む。	
10	浜松市民生委員・児童委員協議会	区協議会、地区協機会を含む。	
11	浜松市人権擁護委員連絡協議会及び浜松市人権擁護委員協議会		
12	浜松市消防団	支団、方面隊、分団を含む。	
13	浜松市水防団	分団を含む。	
14	浜松市体育指導委員連絡協議会	区体育指導委員連絡協議会を含む。	
15	市内の婦人会	類する団体を含む。	